

平成 2 9 年 1 1 月

保護者の皆様

加古川市教育委員会

### 児童生徒の健全育成のための学校と警察との相互連携について

教育委員会では、児童生徒の健全育成の充実を目指し、兵庫県警察本部と「相互連携に係る協定書」を締結しました。この協定に基づき、本年 11 月から学校と警察との相互連携を開始します。

この連携は、児童生徒を「犯罪被害から守ること」や「非行防止」、「非行からの立ち直り支援」のために、各学校及び教育委員会と警察が児童生徒に関する情報を共有して、児童生徒へのさらなる支援や指導を行うためのものです。

家庭や学校だけでは解決が困難な事案について、警察と連携することにより解決につながると判断した場合に、児童生徒の氏名や事案の概要等の情報を共有し、学校、家庭と警察が協力して児童生徒への支援・指導体制の充実を図り、事案の解決へとつなげていきます。

教育委員会では引き続き、児童生徒の非行防止、健全育成の充実に努めます。

保護者の皆様におかれましては、本連携へのご理解とご協力をお願いいたします。

### 児童生徒の健全育成に向けた学校と警察との相互連携のイメージ

